

大 歯 発 第 5 7 6 号
令和 4 年 9 月 2 8 日
(医 療 課 扱 い)

地 区 代 表 者 殿

大 阪 府 歯 科 医 師 会
会 長 深 田 拓 司

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」の取扱いについて

平素は、本会会務運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標題につきまして、中医協にて答申がなされ、また、日歯より
連絡がございましたので、送信申し上げます。

貴職におかれましてはお忙しい中恐縮ですが、貴地区所属の本会会員の
先生方へご周知賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

<評価の見直し>

○電子的保健医療情報活用加算（令和 4 年度改定にて新設）

初診時 + 7 点 再診時 + 4 点
(診療情報取得が困難な場合等 + 3 点)

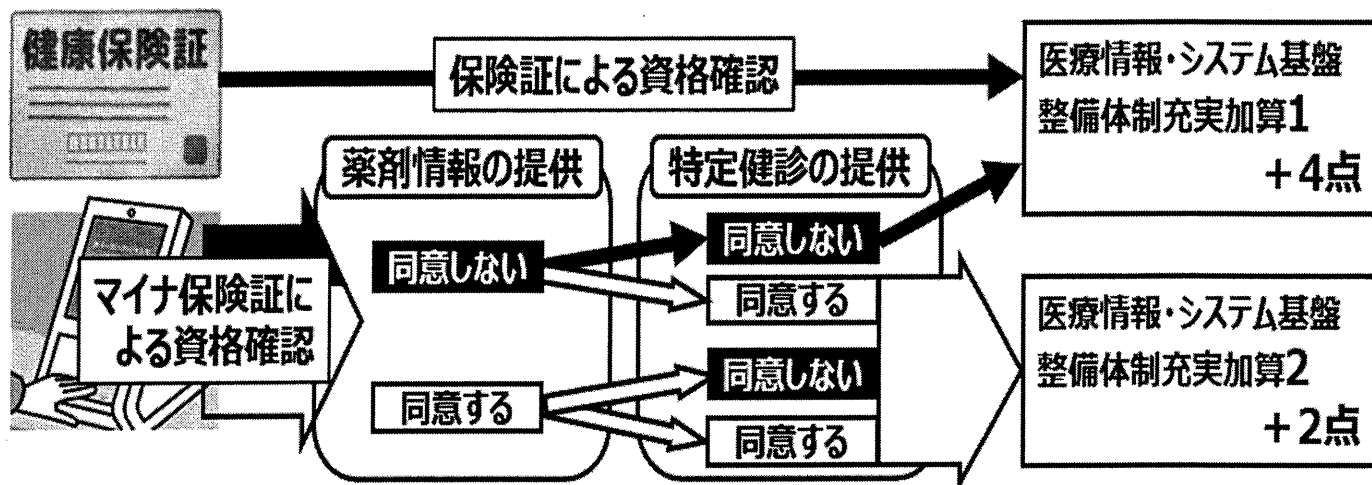
令和 4 年 9 月 3 0 日
をもって廃止

令和 4 年 1 0 月診療分から
初診料への加算のみへ変更

【要 施設基準】

- 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1 + 4 点（初診時月 1 回）
- 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2 + 2 点（初診時月 1 回）

医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定例



【施設基準】

- ・オンライン請求を行っていること。
- ・オンライン資格確認の導入に際して、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行っていること。
- ・次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。
 - ア オンライン資格確認を行う体制を有していること。
 - イ 当該保険医療機関を受診した患者に対し、**受診歴**、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。

※届出については、当該基準を満たしていればよく、近畿厚生局へ新たな届出は不要

【留意点】

医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する保険医療機関は、患者に対する初診時間診票の項目について、別紙様式5を参考とする。



日歯にて別添のとおり初診時間診票の一例が作成されました。

※日本歯科医師会ホームページに掲載されています。

メンバーズルーム内「医療保険・診療報酬」

→「情報提供用文書様式・問診票」

→ 問診票（医療情報・システム基盤整備体制充実加算対応）

初診時の標準的な問診票の項目等

医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する保険医療機関は、当該医療機関の受診患者に対する初診時間診票の項目について、以下を参考とすること。

- マイナ保険証による診療情報取得に同意したか
- 他の医療機関からの紹介状を持っているか
- 本日受診した症状について
 - ・・・症状の内容、発症時期、経過 等
- 現在、他の医療機関に通院しているか
 - ・・・医療機関名、受診日、治療内容 等
- 現在、処方されている薬があるか（マイナ保険証による情報取得に同意した患者については、直近1ヶ月以内の処方薬を除き、記載を省略可能※）
 - ・・・薬剤名、用量、投薬期間 等
- これまでに大きな病気にかかったことがあるか（入院や手術を要する病気等）
 - ・・・病名、時期、医療機関名、治療内容 等
- この1年間で健診（特定健診及び高齢者健診に限る）を受診したか（マイナ保険証による情報取得に同意した患者については、記載を省略可能※）
 - ・・・受診時期、指摘事項 等
- これまでに薬や食品などでアレルギーを起こしたことがあるか
 - ・・・原因となったもの、症状 等
- 現在、妊娠中又は授乳中であるか（女性のみ）
 - ・・・妊娠週数 等

※マイナ保険証により取得可能な情報については、令和4年9月上旬現在の状況

なお、問診票の項目とは別に、以下の内容についても問診票等に記載すること。

- 当該医療機関は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定医療機関）であること。
- マイナ保険証により正確な情報を取得・活用することで、より質の高い医療を提供できるため、マイナ保険証を積極的に利用いただきたいこと。

（記載例）

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。
◆医療情報・システム基盤整備体制充実加算（初診時） 加算1 4点 加算2 2点（マイナ保険証を利用した場合）

日本歯科医師会作成の問診票の一例に係る「説明資料」

問診票 医療情報・システム基盤整備体制充実加算1・2

本様式は医療情報・システム基盤整備体制充実加算1・2の算定時に使用する
初診時間診票を例示したもの

記入日： 年 月 日	
問 診 票	
(印) 氏 名：	生年月日 年・大・中・小 年 月 日
住 所：	電 話：
職 業：	ご紹介者：
以下のあてはまることに○をつけてください。なお、(※)印の項目はマイナ保険証で情報をいただいた場合には省略可能です。	
○ 本日来院された理由は、 1. 初めて 2. 過去に来院したことがある (いつ頃：)	
○ 他の医療機関からの紹介状をお持ちですか？ 1. いいえ 2. はい	
○ 現在、他の医療機関に通院していますか？ 1. していません 2. している (医療機関名：)	
○ 本日来院された理由をお聞かせください。	
1. 歯が痛い 2. 口の中に違和感がある 3. 歯を入りたい 4. 歯をきれいにしたい 5. その他 ()	
○ 今回の治療を機に、 1. 悪い歯はすべて治したい 2. 今回は新しい歯だけ治したい 3. その他 ()	
○ 治療についてのご希望をお聞かせください。	
1. 保険の範囲内で治したい 2. 保険以外、多少費用がかかっても良い 3. その他 ()	
○ 以前に歯を抜いた時の状況についてお聞かせください。(歯を抜いた経験のない方は記入不要です)	
1. 異常なかった 2. なかなか血が止まらなかった 3. 膿が出た 4. 貧血を起こした 5. その他 ()	
○ 現在、他の医療機関から処方された薬などを服用していますか？ (※)	
1. 服用していない	2. 服用している (薬の名前： 服用期間：)
○ これまでに薬や食品などでアレルギーを起こしたことがありますか？	
1. ない 2. ある (具体的に：)	
○ 今までに入院するよう大きな病気にかかったことがありますか？	
1. ない	2. ある (病名： いつ頃： 病院名：)
○ 直近1年間で健診(特定健診や高齢者健診等)を受診されましたか？ (※)	
1. 受診していない 2. 受診した (健診名： いつ頃：)	
○ 現在、妊娠していますか？ (妊娠中の場合、胎動・産前・産後・産後の経過を記入してください)	
1. していません 2. 妊娠中 (年 月) 3. 授乳中 (乳幼児の年齢 歳 月)	
◆ 当院がマイナ保険証により、あなたの診療情報(受診歴、健診歴、処方情報等)を取得することに同意しましたか？	
はい 〇 いいえ 〇	
当院では患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。 正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。 ◆ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算(初診時) 加算1：4点 加算2：2点(マイナ保険証を利用した場合)	
ご提供いただいた情報は、当院が診療・診療行為以外の目的で使用することは一切ございません。	
〇〇〇〇〇〇歯科医院	

○本日来院された理由をお聞かせください。
選択項目は、各医療機関で使い易いようにアレンジして良い。

○現在、他の医療機関から処方された薬などを服用していますか？
市販薬も含め「現在飲んでいるお薬はありますか」のような質問としても良い。

○直近1年間で健診(特定健診や高齢者健診等)を受診されましたか？
歯科健診を含めて健診の有無をたずねる質問として良い。

この部分を記載した別紙を作成して、既に使用している問診票と併せて使用しても良い。

※その他の項目についても同様

記入日： 年 月 日

問 診 票

(ふりがな)

氏 名： 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日

住 所：〒

電 話：

職 業：

ご紹介者：

以下のあてはまることに○をつけてください。なお、(※)印の項目はマイナ保険証で情報をいただいた場合には省略可能です。

- 本日当院に来院されたのは、 1. 初めて 2. 過去に来院したことがある (いつ頃：)
- 他の医療機関からの紹介状をお持ちですか？ 1. いいえ 2. はい
- 現在、他の医療機関に通院していますか？ 1. していない 2. している (医療機関名：)
- 本日来院された理由をお聞かせください。
1. 歯が痛い 2. 口の中に違和感がある 3. 歯を入れたい 4. 歯をきれいにしたい 5. その他 ()
- 今回の治療を機に、 1. 悪い歯はすべて治したい 2. 今回は痛い歯だけ治したい 3. その他 ()
- 治療についてのご希望をお聞かせください。
1. 保険の範囲内で治したい 2. 保険以外、多少費用がかかっても良い 3. その他 ()
- 以前に歯を抜いた時の状況についてお聞かせください。(歯を抜いた経験のない方は記入不要です)
1. 異常なかった 2. なかなか血が止まらなかった 3. 熱が出た 4. 貧血を起こした 5. その他 ()
- 現在、他の医療機関から処方された薬などを服用していますか？ (※)
1. 服用していない 2. 服用している (薬の名前： 服用期間：)
- これまでに薬や食品などでアレルギーを起こしたことがありますか？
1. ない 2. ある (具体的に：)
- 今までに入院するような大きな病気にかかったことがありますか？
1. ない 2. ある (病名： いつ頃： 病院名：)
- 直近1年間で健診 (特定健診や高齢者健診等) を受診されましたか？ (※)
1. 受診していない 2. 受診した (健診名： いつ頃：)
- 現在、妊娠していますか？ (妊娠中の場合、歯科治療ができない場合があります)
1. していない 2. 妊娠中 (カ月) 3. 授乳中 (乳幼児の年齢 歳 カ月)

◆当院がマイナ保険証により、あなたの診療情報 (受診歴、健診歴、服薬情報等) を取得することに同意しましたか？

はい ・ いいえ

当院では患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

◆ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 (初診時) 加算1：4点 加算2：2点 (マイナ保険証を利用した場合)

ご提供いただいた情報等は、当院が医療・診療行為以外の目的で使用することは一切ございません。

医療機関名：

厚生労働省 疑義解釈(その1) 歯科診療報酬点数表関係

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

問1 区分番号「A000」初診料の注13に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、その施設基準としてオンライン資格確認の運用開始日の登録を行うこととあるが、どのように登録すればよいか。

(答) 厚生労働省ホームページを参照されたい。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000760048.pdf>

問2 区分番号「A000」初診料の注13に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、オンライン資格確認を導入し、運用開始日の登録を行った上で、実際に運用を開始した日から算定可能となるのか。

(答) そのとおり。

問3 区分番号「A000」初診料の注13に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、オンライン資格確認等システムを通じて情報の取得を試みた結果、患者の診療情報が存在していなかった場合の算定は、どのようにすればよいか。

(答) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算2を算定する。

問4 区分番号「A000」初診料の注13に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、患者が診療情報の取得に同意しなかった場合の算定は、どのようにすればよいか。また、患者の個人番号カードが破損等により利用できない場合や患者の個人番号カードの利用者証明用電子証明書が失効している場合の算定は、どのようにすればよいか。

(答) いずれの場合も、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1を算定する。

問5 区分番号「A000」初診料の注13に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、施設基準を満たす医療機関の歯科医師が歯科訪問診療で初診を行う場合は算定できるか。

(答) 算定できない。

問6 区分番号「A000」初診料の注13に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算の施設基準等において、「ホームページ等に掲示」することとされているが、具体的にはどのようなことを指すのか。

(答) 例えば、

- ・ 当該保険医療機関のホームページへの掲載
- ・ 自治体、地域歯科医師会等のホームページ又は広報誌への掲載
- ・ 医療機能情報提供制度等への掲載

等が該当する。

問7 区分番号「A000」初診料の注13に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、別紙様式5を参考とした初診時間診票は、区分番号「A000」初診料を算定する初診において用いることでよい。

(答) よい。その他外来リハビリテーション診療料、外来放射線照射診療料及び外来腫瘍化学療法診療料を算定する診療においても、医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定するときには、別紙様式5を参考とした初診時間診票を用いること。

問8 区分番号「A000」初診料の注13に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、初診時間診票の項目について別紙様式5を参考とするとあるが、当該様式と同一の表現であることが必要か。また、当該様式にない項目を問診票に追加してもよい。

(答) 別紙様式5は初診時の標準的な問診票(紙・タブレット等媒体を問わない。以下「問診票」という。)の項目等を定めたものであり、必ずしも当該様式と同一の表現であることを要せず、同様の内容が問診票に含まれていればよい。また、必要に応じて、当該様式にない項目を問診票に追加することも差し支えない。

なお、患者情報の取得の効率化の観点から、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により情報を取得等した場合、当該方法で取得可能な情報については問診票の記載・入力を求めない等の配慮を行うこと。

問9 区分番号「A000」初診料の注13に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、初診時間診票の項目について別紙様式5を参考とするとあるが、令和4年10月1日より新たな問診票を作成し使用する必要があるか。

(答) 必ずしも新たな問診票を作成することは要しないが、別紙様式5に示された問診票の項目等が、医療機関において既に使用している問診票に不足している場合は、不足している内容について別紙として作成し、既に使用している問診票と併せて使用すること。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算1・2の運用に係る

日本歯科医師会Q&A(その1)

問. 問診票の項目を患者が全て記入していない場合はどのように取り扱うのか。

(答) 別紙様式5を参考とした問診票の項目を患者が全て記入していない場合であっても、可能な範囲で患者の診療情報を取得・活用すればよい。

問. 別紙様式5に、問診項目として「この1年間で健診(特定健診及び高齢者健診に限る)を受診したか」が示されているが、歯科健診を含めて健診の有無をたずねる質問としても差し支えないか。

(答) 差し支えない。

問. 別紙様式5に掲載の二重囲い部分を問診票への記載することについては、問診票でなく別紙で対応してもよい。

(答) 別紙でも可。